

在宅人工呼吸器使用者非常用自家発電機貸出事業要領

1 目的

この事業は、在宅において人工呼吸器を使用している者が、災害等による長期停電時においても人工呼吸器が稼働できるようカセットボンベ式自家発電機（以下自家発電機という）を貸し出し、患者の生命を維持できる体制の整備を図ることを目的とする。

2 対象者

在宅において人工呼吸器を常時使用しており、市内に住所を有する者

3 事業内容

在宅において人工呼吸器を常時使用している者に対し、停電時に自家発電機を無償で貸し出す。ただし、自家発電機に必要な燃料（ガス）については付属の2本のみ無償支給し、以後は貸出を受けた者が自ら用意するものとする。

4 貸出期間

貸出期間は、1か月までとする。ただし、貸出が重複しない期間で、市長が認める場合はこの限りでない。

5 貸出手続 貸し出し時の手続きは次のとおりとする。

(1) 停電時、あるいは台風や大雨等により停電が予測される状況において、自家発電機の貸出を希望する者は、市へ「貸出申請書（様式1）」により申請する。

(2) 市は自家発電機を申込者の自宅へ届ける。

(3) 市は、自家発電機の搬入にあわせ、設定や操作方法について助言する。

2 返却時の手続きは次のとおりとする。

(1) 使用後は、原則貸出を受けた者が貸出期間内に市へ返却し、「返却確認書（様式2）」により、点検・確認を受ける。

6 貸出中の管理等 貸出を受けた者は、以下の点に留意する。

(1) 自家発電機を良好な状態で管理し、使用しなければならない。

(2) 自家発電機を処分または目的以外に使用してはならない。

(3) 自家発電機を転貸又は譲渡してはならない。

(4) 貸出を受けた者の責めに帰すべき理由により、故障、破損、紛失させた場合には、当該者の負担においてこれを補償し、又は修理するものとする。